

県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示することに係る
都市公園使用料の減免措置に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県都市公園条例（昭和54年福島県条例第20号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、知事が必要と認める場合における都市公園の使用料の減免について必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限に係る使用料の減免)

第2条 条例第2条第1項第8号に規定する行為（同条第3項の規定による変更の許可を受けた行為を含む。）のうち県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示することに係る使用料を減免する場合及びその額は、別表に定めるところによる。ただし、使用料の額が1日1平方メートルを単位として定められている場合に限る。

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、都市公園の行為制限に係る使用料減免申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

減免する場合	減免額
広告物を表示する行為の日数が1団体で1年度に1日以上5日以下までの行為の日数	対象外
広告物を表示する行為の日数が1団体で1年度に6日以上10日以下までの行為の日数	使用料の50%相当額
広告物を表示する行為の日数が1団体で1年度に11日以上までの行為の日数	使用料の75%相当額

備考 許可を受けようとする者に対して適用する減免額は、1年度の行為の日数をそれぞれ上表の上欄に掲げる日数に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる減免額を乗じて計算した金額とする。

第1号様式（第2条第2項関係）

都市公園の行為制限に係る使用料減免申請書

令和 年 月 日

福島県県北建設事務所長 様

申請者 住所

氏名

〔 法人にあつては、その名称及び所在地
並びに代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり都市公園の行為制限等に係る使用料の減免を申請します。

1 都市公園名	あづま総合運動公園
2 行為の内容	県営あづま陸上競技場の内部に広告物を表示する。
3 行為の日時	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで（ 日間）
4 既に受けた 許可の年月日 及び指令番号	①令和 年 月 日 第 号（ 日間）
	②令和 年 月 日 第 号（ 日間）
	③令和 年 月 日 第 号（ 日間）
	④令和 年 月 日 第 号（ 日間）
	⑤令和 年 月 日 第 号（ 日間）
5 備考	

注意

- 1 本申請書は、公園内行為許可申請書と合わせて提出してください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加又は別紙へ同様に記載してください。